



® 平成30年 4 月 4 日(水)

No. 14661 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆最近の韓国における主な特許紛争及び

重要な大法院・特許法院の判決……………(1)

☆経済産業省令第5号……………(9)

最近の韓国における主な特許紛争及び 重要な大法院・特許法院の判決

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎬 (キム・ソンホ)

1. はじめに

最近韓国で話題になっている特許紛争と韓国大法院と韓国特許法院が重要な判決として発表した判決の中で、特に日本企業に役立つような判決を選んで紹介する。

2. 最近の韓国における主な特許紛争

(1) アモーレパシフィック社の「クッション」特許に関する特許侵害及び無効事件

(株式会社アモーレパシフィックvs.コスメクス株式会社)

関連特許は、韓国のアモーレパシフィックグループ¹が2008年の発売以来累積販売量が1億個以上に達しているクッションという製品に関する。当社の2015年の売上高の20%ほどがクッションの売上げで得られたものであると報じられている。クッションは、日焼け止めとメイクアップベース、ファンデーションなどをスポンジ材料に吸収



知的財産ビジネス支援の専門職集団 特許業務法人 太陽国際特許事務所

所長・弁理士・博士(工学) 中島 淳

【機械建築担当弁理士】
福田 浩志* (副所長)
清武 史郎*
堀江 千鶴*
坂手 英一*
針間 成博*
永田 淳一*
高橋 尚元*
河野 元英*
中村 明敏*
江口 和俊*
御上 敏範*
片倉 正博*
本村 直樹*

加藤 雅嗣
大塚 映美也*
横山 秀行*
佐伯 理*
三田 洋規*
長島 博道*
黒田 智英*
北口 慎治*
宮本 彦彦*
佐野 直夏*
村野 愛将*
鈴木 勲*
福尾 崇晴*

【電気電子担当弁理士】
加藤 和祥* (副所長)
百瀬 尚幸*
美濃 好美*
佐久間 美佳*
早川 千佳*
山口 真奈*
大古 奈奈*
松崎 明大*
島林 和幸*
小林 明和*
田中 安達*
小原 達郎*
益子 雄一*
藤原 庄太郎*
藤田 健

【化学材料担当弁理士】
西元 勝一*
上條 由紀子*
下田 津美貴*
小林 美修*
設楽 崇一*
早瀬 貴介*
長野 みか*
前嶋 恒夫*
有村 昌和*
上原 知貴*
小杉 達智*
宮崎

【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂*
渡邊 裕子*
中川 彰子*
村尾 招子*
桐内 優一*
宮澤 優子*
長崎 さな*
森 知愛*
井 徹也*

【米国特許弁護士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング
【中国弁理士】
董 昭
崔 成哲
【韓国弁理士】
金 俊河
【弁理士】
中野 浩和

*特定侵害訴訟代理業務付記

東京本部：〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜ランチ：横浜市 UOオフィス：米国バーミヤ州

させてパック型容器に入れて発売したメイクアップ製品である²。

株式会社アモーレパシフィック(以下、アモーレパシフィック社)は、2011年3月に「化粧料組成物が含浸された発泡ウレタンフォーム(スポンジ材質)を含む化粧品」との名称で、特許を出願した。コスメクス株式会社³(以下、コスメクス社)は、アモーレパシフィック社の特許出願日以前の1982年に公開した、自社の「スキンケア用スポンジ」及び2009年に発表した「発泡ウレタンフォームに含浸させて製造する紫外線遮断化粧品」との先行発明と同一であるとの理由で、2015年10月、特許審判院に特許無効審判を請求した。特許審判院は、審判請求を棄却して特許を有効と判断したが、特許法院は、審決を取り消して特許を無効と判断した。特許法院の判決に対して、アモーレパシフィック社が上告したため、大法院の上告審の判断を待っている状態である。

当該特許を巡る特許紛争は、韓国内化粧品マーケットシェア1位及び2位のアモーレパシフィック社と株式会社LG生活健康との間で2012年から2015年の間にもあった。当時両社は、最終審である上告審において、互いに特許を使用できるように合意し、互いの訴訟を取り下げている。

【特許法院2018.2.8.宣告2016ホ8667判決】

事件番号：2016ホ8667

原告(審判請求人)：コスメクス株式会社

被告(審判被請求人)：株式会社アモーレパシフィック

原審：特許庁2015ダン5636登録無効(特)、請求棄却(特許有効)

【判決の要旨】

請求項1の訂正請求範囲の発明は、通常の技術者が先行発明1または先行発明1、3から容易に発明することができると言えるため、先行発明1又は先行発明1、3によって進歩性が否定される。

特許権：韓国特許第10-1257628号⁴

- 1) 発明の名称：化粧料組成物が含浸された発泡ウレタンフォームを含む化粧品
- 2) 出願日/登録日/登録番号：2011.03.24/2013.04.17/10-1257628
- 3) 特許権者：株式会社アモーレパシフィック
- 4) 特許請求範囲(無効審判手続き中に訂正されたが、訂正請求範囲は未確認)

【請求項1】

化粧料組成物が含浸されたポリエーテル系であって、網状型構造を有する発泡ウレタンフォームを含む化粧品。

(2) ソオテレコム社とLGユープラス社間の特許侵害訴訟事件

(ソオテレコム株式会社vs.株式会社LGユープラス)

今年1月19日、韓国特許法院では、15年間続いている韓国の中小企業ソオテレコム株式会社⁵(以下、ソオテレコム社)と韓国の大企業株式会社LGユープラス⁶(以下、LGユープラス社)との特許紛争において、LGユープラス社の携帯電話を利用した緊急救助要請システム「アラジンサービス」がソオテレコム社の「移動通信網を利用した緊急呼び出し処理装置」の特許の権利範囲に属しないとの特許審判院の審決を維持する判決があった。当該特許は、2001年9月にソオテレコム社が出願して2003年3月に登録されており、緊急事態に直面している人が携帯電話の側面にあるサイドボタンを3秒以上押すと、あらかじめ入力しておいた連絡先(保護者)に「救助要請メッセージ」が送信され、位置追跡と共に盗聴モードが作動し、現場の状況がそのまま生中継される技術に関する。一方、LGユープラス社は、その前身であるLGテレコムを通じてアラジンフォンを販売したが、凶悪事件が頻発していた当時のアラジンフォンはセンセーショナルな人気を集めていたとされている⁷。

【大法院2007.8.24.宣告2006フ138判決】

事件番号：2006フ138 登録無効(特)

原告(上告人)：ソオテレコム株式会社

被告(被上告人)：株式会社LGユープラス

原審：特許法院2005.12.16宣告2005ホ1554判決(特許有効)

特許権：韓国特許第10-0379946号

【判決の要旨】

「…通常の技術者が原審判示の比較対象発明によって、本件訂正請求された請求項3の発明を(さらに同じ理由で、訂正請求前の本件特許発明の請求項1及びその従属項である2～4、7、および請求項1の方法発明として表現した9及びその従属項である11、14も同様である)容易に発明することができると